

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

年金を受けている人が亡くなったとき

(未支給年金)

未支給年金とは

年金を受けている人が死亡したとき、その人に支払われるはずの年金が残っていたり、年金を受ける権利があったが、請求しないうちに亡くなったときは、未支給の年金が遺族に支給されることになっていきます。

この未支給の年金は、遺族が請求し、一時金として支給されます。

優先順位

請求できる遺族は、死亡した人と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦これら以外の3親等内の親族(甥、姪、子の配偶者、おじ・おば、曾孫・曾祖父母、これらの人の配偶者など)で、受けら

れる順序も前述の通りです。なお、遺族に年齢の制限はありません。

添付書類

- ・亡くなった人の年金証書
- ・死亡の事実を明らかにできる書類(亡くなった人の戸籍抄本など)
- ・亡くなった人と請求する人の身分関係が確認できる書類(請求者の戸籍謄本など)
- ・亡くなった人と請求する人が生計を同じくしていたことがわかる書類(亡くなった人の住民票(除票) および請求者の世帯全員の住民票など)

・受け取りを希望する金融機関の通帳(コピー)
※亡くなった人と請求する人が別世帯の場合は、生計が同一についての別途書類が必要になります。

提出先は、役場や年金事務所などです。提出が

遅れると、年金の受け取りすぎにより返金が必要となる場合があります。

年金を受けている人が亡くなったときは、速やかに提出してください。

詳細については、役場 税務住民課や年金事務所などにお問い合わせください。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-27-1611

年金相談の予約など

☎0166-72-5004

役場税務住民課年金担当

☎4-2511

内線116-117

お知らせ

林業退職金共済制度(林退共)の退職金について

林業の仕事に従事したことがあり、当時、林退共制度に加入していた人、もしくは加入していたかもしれない人で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない人は、お気軽に最寄りの支部又は本部へお問い合わせください。

また、林退共事業本部では、被共済者の人に確実に退職金を受け取っていただくこと等を目的として、現況調査、アン

ケート調査を実施しておりますので、ぜひ調査にもご協力お願いします。

■お問い合わせ

独立行政法人

勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

☎03-6731-2889

FAX 03-6731-2890

・詳しくはホームページ

でもご案内しております。

<http://www.rintaikyoo.taisyokukin.go.jp/>

<http://www.rintaikyoo.taisyokukin.go.jp/>

運転免許証更新時講習

(12月6日から1月7日まで)

名寄文化センター会場

■違反運転者講習(2時間)

12月20日(木)14時

■一般運転者講習(1時間)

12月6日(木)14時

12月13日(木)17時30分

1月7日(月)14時

■優良運転者講習(30分)

12月6日(木)13時

12月13日(木)19時

12月20日(木)13時

1月7日(月)13時

